

個人所有・機関所有パラダイム，再論

三 戸 公

- I はじめに
- II 機関所有＝経営者支配論の提起
- III 個人所有の縮小分散・機関所有の拡大集中の趨勢
- IV 個人とは何か，機関とは何か
- V 個人所有と機関所有
- VI 機関所有＝経営者支配

I はじめに

個人所有・機関所有という概念でもって企業を把握し社会を把握するという視座は、パラダイム転換というに適わしいと思う。それは、これまでの私的所有・社会的所有という概念でもって企業をとらえる視座が、社会を資本主義社会から社会主義社会へ移行するという歴史認識に導びく所有概念に代わるものとしての意義をもつからである。旧パラダイムから新しいパラダイムへは連続的には移行しえない。全く異なる視座は、古い視座の進化・深化・拡大によって得られるものではなく、そこには断絶がある。より確かな基礎がそこにあり、より深くより広く事物をとらえ新しい未来を切り開くことを可能にする新しい概念が求められている。そして、個人所有・機関所有概念は未だ新しいパラダイムとして、そこに立って積極的に作業をしようとする者を多く見ていない。むしろ旧パラダイムに立つ者から無視せられ、あるいは激しい反撃を受けている¹。もっとも完全に

1 拙著『財産の終焉』文眞堂に対する奥村宏『エコノミスト』1983, 3月, 8月ノ

無視されているわけでもない。²

個人所有・機関所有パラダイムについての一文を、正木久司教授の急逝を惜しむ『同志社商学』追悼号に寄稿を求められる機に再説してみたい。それは個人所有・機関所有パラダイムを提唱する機縁を直接的に私に与えたのは正木久司教授であったからである。

II 機関所有＝経営者支配論の提起

現代社会における支配的な富を占め、支配的な経済活動を営んでいる大企業は株式会社という企業形態をとっているが、この株式会社の支配をめぐる論議は、バーリ＝ミーンズの経営者支配論を軸になされて来た。ある者は、株式の分散＝大株主の持株比率の低下に伴って所有者支配から経営者支配へ移行するという説にそのまま追随し、またある者はこれを否定し所有者支配は不変であるとした。私的所有・社会的所有パラダイムに立ち、資本主義から社会主義へという歴史把握をする者にとっては、資本主義社会が革命的な変革なくして所有者支配ならざる新しい経営者支配の社会へ静かに序々に移行しつつあるという把握を容易に認容することは出来なかったのである。社会主義を展望しない者にとっても、私的所有権の擁護の法秩序のもとに成り立っている社会において、所有にもとづかない支配を簡単に認めることは出来ないのである。

1. 号の罵倒的な書評。それに対する『経済評論』誌上での私との応酬をみられたい。三戸「個人所有・機関所有パラダイムの意義」、奥村「法人所有と機関所有」、三戸「用語と事実」『経済評論』1983年6月、9月、1984年4月。

2. たとえば松尾秀雄『所有と経営の経済理論』名古屋大学出版会、1987は「三戸の把握ではまだ不十分ではあるものの、みてきたような三戸の問題提起は日本のマルクス経済学の理論研究の領域に新鮮なそして深刻な波紋を投げかけた」25-29ページと評している。

本稿校正中に、勝部伸夫「組織社会と所有—三戸・機関所有論の検討を中心に—」『熊本学園商学論集』第2巻、第2・3合併号、1996. 3. を得た。

私もかつて（昭和37年・40年）株式の分散停止論をたて経営者支配を否定する説を述べた。これまで支配者として多様な形で支配者利得を得ている所有者が、それ以上株式を分散させ自分の持株比率を減少させたら支配の座を経営者に譲り渡さねばならぬとすれば、持株比率を低下させずに資本調達をする方法はいろいろとあるのだから、みすみす株式を分散させる筈はない、そして事実大企業はある程度までは株式分散をみるがその事点をこえると逆に株式の集中を実際に事例的にも統計的にもみている、と主張したものである。この株式分散停止論は経営者支配を否定する学者たちに迎えられ、私がこの説を捨てた後もまだしばらくは追隨者をみていた。

私の株式分散停止論を根底的に覆えしたものが正木久司「戦後における株式会社の所有と支配——わが国最大資産額200社（非金融会社）の実態分析——」（昭和44年）であった。正木はこの実証研究において個人所有の分散・機関所有の集中という実態を明確にうち出すことによって、表面的には株式の分散の停止に見える現象は大株主が個人から機関へ所有主体交替を遂げつつあり、それに伴って所有者支配から経営者支配へ移行しつつあると論じたのであった。

正木は機関所有を次のようにとらえた。「<機関による所有> (institutional shareholdings) は個人所有を除くすべての所有形態を指すが、もっとも狭い意味では金融機関所有のことである。」そして、「機関所有ないし法人所有といわれるなかで、金融機関所有以外の所有つまり非金融会社(法人)所有を事業会社所有という」この考えに立って、個人所有と金融機関所有と事業会社所有の三者を並列させて、その推移の実態を把握した。

以上に紹介した正木論文はほとんどそのままの形で、三戸公・正木久司・晴山英夫『大企業における所有と支配』未来社、1973（第Ⅰ編序説，第Ⅱ編自己資本と支配，第Ⅲ編他人資本と支配）の第Ⅱ編を構成している。始めから三人の共同研究として準備され進行されたものであり、私は正木

・自己資本、晴山・他人資本の実証的研究成果の概要を<個人所有の分散・機関所有の集中>の現実に立脚して、経営者支配は機関所有のもとにおける支配形態であることを論じた第I編序説を書いた。要約的な部分の一部を紹介しておく。

個人が大株主として、その所有にもとづいて支配することが出来なくなったとき、支配的所有者として登場してきたのが機関所有者である。そして、支配的な所有者が機関である場合の支配形態が、経営者支配にはかならないのである。特定の支配的な機関のないものが一般に経営者支配と呼ばれているものであるが、特定の支配的機関の存在するものをTNECは会社支配と呼び、単一会社支配と複数会社支配とにわけているが、会社支配もその実経営者支配の一形態である。なぜなら、会社は個人ではない。個人所有支配ではなく、機関所有支配であるからである。支配的な会社ないし機関を動かしているのも経営者であって、被支配会社の経営者の任免をやっているのもまた支配的会社の経営者なのである。そして、その支配的会社ないし機関の支配的所有者もまた、現在ではすでに機関であって、個人大株主はすでに姿を消しているのである。もっとも、支配的な大株主が支配している会社が他の多くの会社を支配しているならば、その場合はいわゆる財閥支配ということになる。しかし、わが国では財閥は存在しない。また単一会社支配も最大200社のなかには存在しない。あるものは複数会社支配のみである。複数会社支配はいわゆる株式の持合いによる企業集団であり、それを動かしているのは個人大株主ではなく、経営者ばかりであり、経営者たちが機関所有にのり、機関を動かす、機関＝会社を支配しているのである。会社支配もまた、その実、経営者支配以外の何物でもない。

日本の大企業の所有と支配の実証的研究により得られたく個人所有の分散・機関所有の集中という現象の上に成立して来る個人所有＝支配の消滅・機関所有＝経営者支配の把握の理論化の作業は、約10年後の1982年『財産の終焉——組織社会の支配構造——』文真堂でなされ、さらに『現代の学としての経営学』講談社学術文庫・1985第10章「現代大企業における所有と支配」³などで補足されている。

機関所有＝経営者支配論をパラダイムとして打ち出そうとした意図は、次の二点にある。第1には、個人所有の縮小分散・機関所有の拡大集中の現象はひとり日本だけの現象ではなく、世界の先進諸国において一般的な趨勢として見られるものであること。第2には、私的所有から社会的所有への変革にもとづいて搾取と抑圧と戦争の資本主義から自由で豊かで平和な社会主義へという歴史認識が現実的状况とかなりのずれをもっていると考えようになったからである。この問題を考えていた当時1970年代から80年代初頭、ソ連は未だ強固な地位を保ってはいた。共産党一党独裁の社会主義国なるものは、所詮は国家という機関が一元的に所有する機関所有の一形態にすぎず、国家諸機関の権力中枢を掌握する共産党が国家を構成する一機関である企業を支配し、共産党員を経営者とする経営者支配の一形態である、という把握をするように私はなっていた。そこで、所有＝支配の問題を、私的所有・社会的所有パラダイムに代って、個人所有・機関所有に立脚する企業および社会の把握をパラダイムとして提唱しようと意図したのであった。

Ⅲ 個人所有の縮小分散・機関所有の拡大集中の趨勢

個人所有の縮小分散・機関所有の拡大集中の趨勢を世界的な動向として1981年『財産の終焉』で積極的につかみ出したが、1996年の現在ではそ

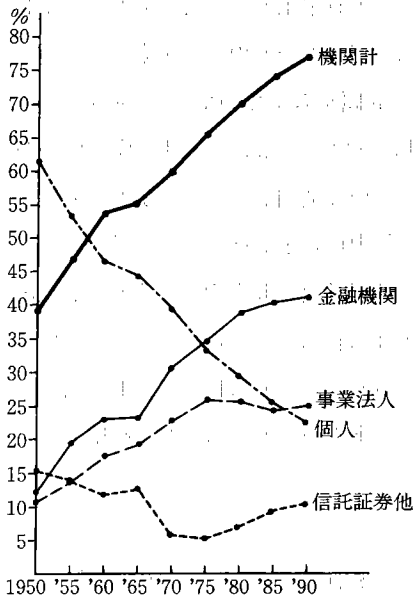
3 「機関所有と支配」日本経営学会，1958年度大会報告。

の趨勢はどのように推移しているであろうか。それをまずみてゆこう。

日本

圧倒的優位の過半数を占めていた個人所有が縮小をつづけ、1957年に個人所有50%＝機関所有50%となり、1976年では個人所有32.39%＝機関所有67.61%と機関所有が逆転優位を占めるに至っていたが、それから15年を経過した1990年では個人所有は更に縮小をつづけて23.1%となり、機関所有は増大して76.9%と圧倒的優位を占めるに及んでいる。第1図・所有者別持株比率の推移(図表)および第1表・所有者別持株比率の

第1図 所有者別持株比率の推移



推移(数値)が示す通りである。

株式の分散・集中について言えば、産業会社については、上位200社において10大株主総数200人のうち個人は1966年において87人であったものが1976年には75人と減少し、その持株比率は1966年で2.49%(全株主中)、6.99%(10大株主中)であったものが、10年間で1.92%(全株主中)、4.95%(10大株主中)と縮小・分散をすすめ、逆に機関所有が集中をすすめたわけであるが、そのうち銀行が28.16%から30.13、産業

4 第1図は、第1表より作製した。第1表は全国証券取引所協議会「株式分布状況調査」より『経済白書』が作成したもの。この表は、「所有者別持株比率と安定株主比率」となっており、個人所有・機関所有概念に立っていないから、40%をこす金融機関を銀行と保険とを分けていない。

第1表 所有者別持株比率の推移

（単位：％）

	金融機関	事業法人 等	個人	外国人	投資信託	証券会社	政府地方 公共団体
1949年度	9.9	5.6	69.1	—	—	12.6	2.8
1950	12.6	11.0	61.3	—	—	11.9	3.1
1951	13.0	13.8	57.0	—	5.2	9.2	1.8
1952	15.8	11.8	55.8	1.2	6.0	8.4	1.0
1955	19.5	13.2	53.1	1.8	4.1	7.9	0.4
1960	23.1	17.8	46.3	1.4	7.5	3.7	0.2
1965	23.4	18.4	44.8	1.8	5.6	5.8	0.2
1970	30.9	23.1	39.9	3.2	1.4	1.2	0.3
1975	34.5	26.3	33.5	2.6	1.6	1.4	0.2
1980	37.3	26.0	29.2	4.0	1.5	1.7	0.2
1985	40.9	24.1	25.2	5.7	1.3	2.0	0.8
1990	41.6	25.2	23.1	4.2	3.6	1.7	0.6

会社が24.05％から30.18％ととくに集中をおしすすめている。銀行においては、1966年から1976年の10年間に個人株主は地方銀行においてのみ存在し、その数値は産業会社より更に低く、しかも分散をつづけ、証券会社では0人である。個人所有の分散と機関所有の状況は、個人所有の縮小・機関所有の拡大の現象と同時に進行し、その度はさらに強いことがわ⁵かっている。

アメリカ

個人所有の縮小・機関所有の拡大の趨勢は、アメリカにおいても日本と同じように見られる。『経済白書』平成4年版に掲載された表によれば、個人所有は1975年の70.5％から漸減して1990年には56.0％となり、逆に私的年金基金・州地方政府退職年金・ミューチュアルファンド・保険・その他の機関所有の会計は1975年29.5％から次第に増大し1990年では

5 三戸浩『日本大企業の所有構造——産業会社・銀行・保険会社の実証研究』文真堂。

第2表 アメリカ所有者別株式所有比率
 時価評価でみた部門別株式所有比率 (単位：%)

	個人	私的年金基金	州地方政府 退職年金	ミューチュア ルファンド	生命保険 その他保険	その他
1975年	70.5	12.7	2.9	4.0	4.9	5.0
1980年	70.7	14.2	2.8	2.7	5.0	4.8
1985年	65.8	14.5	4.6	4.4	5.1	5.6
1990年	56.0	15.8	8.5	6.6	5.8	7.3

第3表 アメリカ大企業における所有者別持株比率の推移 (単位：%)

	会社持株全体	個人	機関合計 (うち年金基金)
1956	100	72.3	27.7 2.2
1966	100	67.4	32.6 6.4
1976	100	53.8	46.2 14.8

資料：U. S. Senate, *Voting Right's in Major Corporation* 1978, p. 594. より
 作製。

44.0% に達し、1996年現在ではおそらく両者の地位は逆転し、機関所有の優位となる趨勢を続けているであろう。

ちなみに『財産の終焉』で用いたアメリカメトカーフ機関投資家調査委員会の大企業における所有主体別持株比率の推移の表をここでは加工簡略化して掲げておこう (第3表)。

この表は第2表の1975年以降以前の趨勢を示す1956年から1976年にいたる数値である。大企業においては1976年で個人所有は既に53.8%と低下している。したがって、1990年における大企業の個人所有の比率は、50%以下となっているであろうこと、容易に推定しうる。やがて、大企業のみでなく全株式会社において個人所有は50%をきるであろう。いずれにしろ1956年から1976年に既に明らかな形をとっていた個人所有の縮小・機関所有の増大の趨勢はそれに続く1975年から1990年にかけて直線的に進行推移していることがわかる。なお、アメリカの統計表は産業会社

所有は計上していない。産業会社の所有を計上すれば，個人所有の比率は更に低いものとなること，言うまでもない。

イギリス

イギリスもまた個人所有の縮小・機関所有の増大が顕著にみられる。第4表「イギリスにおける所有者別持株比率の推移」によれば，1957年において個人所有65.8% 機関所有34.2%であったものが，個人所有の縮小・機関所有の拡大の確実な進行によって1989年には個人所有21.3%，機関所有78.7%となり，機関所有が圧倒的な所有比率を示すようになり，この傾向は更に進むとみられている。機関所有の中でも，保険会社と年金基

第4表 イギリスにおける所有者別持株比率の推移（単位：%）

	持 株 比 率					
	1957年	1963年	1969年	1975年	1981年	1989年
個人	65.8	54.0	47.4	37.5	28.2	21.3
慈善団体	1.9	2.1	2.1	2.3	2.2	2.0
銀行	0.9	1.3	1.7	0.7	0.3	0.9
保険会社	8.8	10.0	12.2	15.9	20.5	18.4
年金基金	3.4	6.4	9.0	16.8	26.7	30.4
ユニット・トラスト	0.5	1.3	2.9	4.1	3.6	5.9
インベストメント・トラストおよびその他の金融会社	7.7	11.3	10.1	10.5	6.8	3.2
産業会社および商業会社	2.7	5.1	5.4	3.0	5.1	3.6
公共部門	3.9	1.5	2.6	3.6	3.0	2.0
海外部門	4.4	7.0	6.6	5.6	3.6	12.4
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

出所：J. Moyle, *The Pattern of Ordinary Share ownership 1957-1970*, Cambridge University Press, 1971; The Stock Exchange Fact Service, *The Stock Exchange Survey of Share Ownership*, The Stock Exchange, 1983; CSO, *The Ownership of Company Shares—Share Register Survey Report at the end of 1989*, CSO, 1991.

中間信博「イギリス株式会社の所有と支配」（『現代株式会社と経営財務—正木久司教授記念論文集』文眞堂，1995年）76ページ。

金が大きなウエイトを占め、とくに年金基金のウエイトの増大傾向には瞠目させるものがある。かつて、ドラッカーはアメリカについて「年金基金社会主義⁶」と言ったが、イギリスの方がもっとよく当てはまる。

その他

なお、汪志平によって作成された第5表「米・英・仏・独・日の株式保有構成」によって、先進諸国における1988年ないし1990年における個人所有と機関所有の割合、株主別の保有状況の対比がみてとれる。この表によれば、個人(家計)所有はアメリカをのぞいていずれも20%前後の数

第5表 米・英・仏・独・日の株式保有構成 (直近, 単位: %)

	アメリカ (90年度)	イギリス (89年度)	フランス (89年度)	ドイツ (88年度)	日本 (90年度)
銀行	0.5	—	3.5	8.1	25.2
生保その他*	32.0	52.0	2.6	2.7	18.2
投資信託	6.6	8.0	2.5	3.4	3.6
家計	54.4	20.0	23.9	19.4	23.1
事業法人	n. a.	8.0	50.5	39.3	25.2
公的部門	—	3.0	4.3	7.1	0.6
外国人	6.4	9.0	12.8	20.0	4.2
合計	100	100	100	100	100
*生保その他の内訳					
生保	2.9	20.0	2.6	2.7	13.2
その他保険	2.6				4.1
年金基金	26.5	32.0		—	0.9

注 「週刊東洋経済」5078号, 1992年6月20日, 12ページ, 表3より作成。
出所: 汪志平「日本巨大企業の行動様式」北大図書刊行会, 1995年, 68ページ。

6 P. F. Drucker, *The Unseen Revolution: How Dension Fund Socialism came to America*, 1976.

佐々木・上田訳『見えざる革命』ダイヤモンド。

値を示している。アメリカの54.4%も先に述べたように事業法人を計上していない (n. a) ので高い数値を示しているが、計上すれば確実に50%以下となる。

日本を含めて米・英・独・仏の先進諸国においてはいずれも第二次大戦後およそ半世紀の間に、圧倒的優位を占めていた個人所有は次第に確実に漸減してゆき約20%を占めるに過ぎない状況となり、逆に機関（銀行・保険・年金・信託・公的部門・事業法人など）所有が優位を占める状況となり、その進行はなお続いている。

IV 個人とは何か，機関とは何か

株式会社における所有主体別の所有状況は、個人所有の縮小分散・機関所有の拡大集中の趨勢にあり、しかも機関所有の優位に転化して進行をつづけ、その動向はそのまま持続していることが明らかになった。この所有主体の大きな変化は株式会社ひいては社会にいかなる変化をもたらしたであろうか。そしてこの変化にいかに対応すべきであろうか。それには、まず個人所有とはいかなるものであり、機関所有とはいかなるものか、そしてその前に個人とは何であり機関とは何であるかを先づ明らかにしなければならない。

1 機関とは何か

機関所有とは個人所有以外の所有を指すと、ひとまず前提して話を進めて来た。個人以外の所有主体として一般的に把握されているものは先に表示せられたように、日本の場合には金融機関・事業法人・投資信託・証券会社・政府公共団体等であり、外国人と記されているものも実態は個人ではなく機関である。アメリカの場合は保険会社（生命保険・非生命保険）

・投資会社 (オープン型・クローズド型)・年金 (企業系私的年金・州地方公共団体)・非営利団体 (学校法人・財団法人・その他)・共同信託銀行・相互貯蓄銀行等があがっている。日本では機関所有というとき金融機関所有を指し、機関と事業法人 (縮めて法人) と区別するのが一般的・常識的であり、所有主体別持株を示す統計表はそのように、たとえば第1表で示したように表示している。アメリカの場合は事業法人所有は所有主体別の所有状況を示す統計表は計上していない。そして事業法人以外の所有主体は一括して機関投資家の名称のもとに取り扱われている。

個人所有以外の所有主体として具体的に挙示せられた個々の機関を、いかなるものと積極的に把握すればよいか。以上に機関の名のもとにあげられたものの共通項は何であるか。それは特定の目的のもとに多数の人間=諸個人が何等かの協働行為をなしつつあるシステム=体系である。すなわちそれは組織ないし組織体である。組織ないし組織体という言い方をしたのは、目的・伝達・貢献意欲の抽象的な三要素からなるシステムを狭く組織と言う場合があり、現実にはこの組織は具体的には人的・物的諸要因と結合したシステムとしての協働体系=組織体として存在しており、この組織体を広く組織と言う場合があるからである。以下組織という用語を場合により狭く、場合によっては広く使うことにする。日本の場合の事業法人あるいは事業会社として表示され、アメリカの場合は表示されていないが、事業法人も言うまでもなく組織体であり機関である。

では、組織体はすべて機関であるかということ、必ずしもそうではない。組織は、二人以上の人間が何等かの目的をもって協働するところに成立してくるものであるが、このような組織の全てが機関であるわけではない。少なからぬ組織体が長期持続的存在たりえない。所有主体として登場して来る組織体は、いずれも長期持続的な組織体である。長期持続的な組織体として存在するためには、組織目的が社会的に必要なものとして容認せら

れ、目的遂行のために必要なだけの諸個人の参加と財産とをもち、諸個人と財産および組織維持のための管理者をもち、管理行動の拠点としての事務所をもたねばならない。そのような組織体のことを英語では *institution* と言う。*institution* を辞書で引くと次のように出ている。「(1) (特に社会・教育・慈善事業などを推進するための) 会、協会、学会、団体、院、所 a *educational institution* 学校・教育機関 a *public institution* 公共機関、(2)(1)の建物、会館、(3)商社・会社、(4)制度、結婚制度など1つの文化が形成されるための基礎的な秩序と考えられる社会関係や社会行動のパターン、(5)(確立された) 規則・法、しきたり・慣習、(6)おなじみの、(7)設立・制定・創設、(8)略」(『小学館ランダムソーラス』)。機関はまさに *institution* の訳語の(1)および(3)に当る。*institution* は制度と翻訳される場合も多い。その場合は多くは(4)および(5)に該当するときである。

この *institution* の訳語としての機関、社会的に必要とし容認せられた目的をもつ長期持続的組織体を機関と呼ぶことにするが、これもまた社会の一制度でもある。機関所有を制度所有と呼んでも差支えない。また、組織所有と呼んでも差支えない。そのときに組織に含意させるものは、*organ*, *organize*, *organization* を貫く一つの含意である。すなわち、動物・植物の有機体を構成し維持する器官=*organ*、バラバラのものを結合して機能体とする *organize* してつくり上げられた機能体、それは現代社会を構成する *organ* となっている *organization* 組織である。以上の機関・制度・組織体を全て示す *institution* にぴったりと該当するような日本語がない。すなわち、社会的に必要であり容認せられた目的をもって設立せられた長期持続的な組織体、社会的制度として社会という有機体の器官ないし機関としての存在物、これが機関とここで呼ぶところのものである。組織所有と呼びたいところであるが、組織は厳密な意味では抽象物であり、現実的に所有主体となっているのは組織体であり、しかも全ての組織体が所有主体たりえな

いことを考えると、やはり積極的に使用するのに躊躇する。⁷

2. 機関、法人、そして人間

さて、組織体たる機関が社会的存在として行動するとき、権利義務の主体として法人格を取得し、法人として行動する。したがって、機関所有を法人所有と言い換えることも出来る。だが、私は機関所有を法人所有とは表現しない。それは個人所有と機関所有との間には決定的な区別があるにもかかわらず、それを個人所有と法人所有と表現したのでは両者の間に決定的な区別が見失われてしまうからである。

個人と法人との決定的な違いは何か。それは個人は人間であるが法人は人間ではないということである。法人 (juridical or juristic or legal person) とは、自然人以外のもので権利義務の主体となりうるものと法は規定している。では、自然人とは何か、自然人とは個人を指す。個人が自然人と把握され、自然人以外の権利義務の主体たりうるものが法人と把握されたとき、人間は自然人と法人の二範疇からなるものとなる。

7 富森虔次編著『現代の巨大企業』新評論 1985 に、『財産の終焉』について、次のように言及された箇所がある。

たしかに、機関 (institution) という言葉自体は、かなり広いものであり、それには銀行も信託もその他の組織的基金も事業会社もひとしなみに含まれるといってよい。だが、この点についてはかつて奥村宏氏が三戸公氏を批判していみじくも指摘されたように「辞書から勝手に定義を行って機関投資家も法人も同じである」とするのは、やはりあまりにも粗雑にすぎるというべきであろう (65 ページ)

前段の文章は、私のうち出した機関概念である。だが、なぜ、後段の文章を付け加えられるのか。私の説を理解しようとはせずひたすら罵倒抹殺しようとした奥村氏と同じように私の機関の概念を三戸は「辞書から勝手に定義」したものと理解しておられるのであろうか。

非個人の所有主体=株主の共通項は何か、それを探り出し、それをあらゆる最適の用語は何であるか。また、一つの言葉をいかなる内容のものとして使うか。その作業に辞書を用いるのは、不可欠の作業である。ましてやキー・ワードの場合にはその選択のプロセスを示すことは、言葉とその概念とをより明確にするものである。それを「あまりにも粗雑にすぎる」とコメントするとは。

法人は人間ではないから、これを権利義務の主体としての人間とは認めないという説もたてることが出来る。だが、組織体を権利義務の主体として認めないのは、社会の実状に適合しない。そこで、法人は本来人間ではないが、これを権利義務の主体として法的に人間に擬制して取り扱うことにしよう、ということになる。だが、一度権利義務の主体として存在するものに自然人と法人とがあると決定せられると、法人は有機体であり組織体としての実体をもつ統一的な意思決定をなし行動するものとして、そのかぎり個人＝自然人と何等ことなるものではない、とされるようになる。果は、権利義務の主体として個人を存在せしめるのは法であり、そのかぎり法によって権利義務の主体とされる法人と何等ことなるところはない、という説まで出て来る。

だが、人間はあくまで個人であり諸個人であり、法人は人間ではなく、法によって権利義務の主体として取り扱われるものである。

人間は生物であり、親から生れ、成長し、子を育て、やがて死す。法人は社団・財団として団体であり組織体であって、個人を構成要素とはしているが生物ではなく、個人的限界をこえて拡大し、存続しうるものである。個人は内在的に多元的な欲求をもち充足させて生きるが、法人としてはそれぞれ特定目的をもった行為体であって、内在的欲求としては組織維持を共通の内的欲求をもつ。個人は喜怒哀楽の情的存在であるが、法人は個人よりなるが、法人それ自体としては喜怒哀楽の情はもたない。「おめえ、人間じゃねえ。たたっ切ったる！」という言葉は、法人には全く通じない。倫理・道徳は法のいかんをとわず人間の心の問題であるが、法人にとっては法の裁きの問題であり、それは法にたずさわる者の弁論によってのみ決まる。現代は法社会であり、法によって一切が秩序づけられている社会である。そこでは、法によって人間を権利義務の主体とし、人間には自然人と法人とがあると把握し、そのように取り扱かう。しかし人間の社会

は常に法によって秩序づけられているものではなく、法によって主として秩序づけられた社会は、日本では1世紀あまりせいぜい2,3世紀にすぎず、慣習・しきたり・伝統が10世紀もそれ以上も秩序づけていたのである。株式会社は一つの法をつくり出した会社制度であるが、さらに所有に関する社会的制度でもある。したがって会社制度であるとともに社会制度の問題として株式会社を根底的に把握しようとするとき、法によって規定せられた概念にすぎない法人という概念をキー・ワードとして使うことは出来ない。人間ならざるものが所有主体として登場し、それが所有主体として圧倒的優位を占めつつある状況を呈しつつあるとき、それが法人として法的に取り扱われていても、これを人間ならざるものとしての表現としての機関とか *institution* の言葉を用うべきである。

V 個人所有と機関所有

個人は人間であり、機関は非人間であり組織体であることを明らかにし、この区別を決定的なものとして基本的に把握すべきことを論じた。次に、株式会社の所有主体として個人と機関との所有のあり方・行動様式の違いについて見てゆかねばならない。

1 個人所有と機関所有

株式会社はもともと個人所有の延長線上に成立して来た企業形態である。すなわち、個人が所有し当人が経営し支配し利益をわがものとし無限責任を負う個人企業が、論理的にも歴史的にも企業形態の出発点である。所有者たる個人が複数になり、複数になった個人がそれぞれに経営に当り、支配者となり、利益をわがものとし、無限責任を負う合名会社が生まれる。会社がより大なる資本を必要とするとき、出資=所有し、経営に当

り、支配し無限責任を負う個人、出資はするが経営は担当せず出資を限度として有限責任を負う個人が加わる合資会社が成立して来る。更にとこまでも必要として来る資本調達に適合した形として株式会社が生れて来る。合資会社においては、出資者の持分は大きく、出資額の回収は出資者の意思のままにならない。そこで、持ち分を等額に細分化して株式とし、出資＝所有に伴う経営者の選任・経営の重要事項決定権（一株一票の議決権）利潤＝配当請求権他の諸権利を証明する株券をつくり、株式の所有者は株券を市場で売買することによって意のままに出資額を回収することが可能となった。株式会社には会社の行動に関して無限責任を負う所有者はいない。所有者たる個人は全てそれぞれに出資を限度とした、すなわち購入し所持している株式に応じた限りにおいての有限責任を負うにすぎない。

株式会社は、現代社会における生産・サービス・流通そして分配を担う決定的な制度である。そして、株式会社の支配は株式の所有にもとづく株主権の行使によってなされることを法的に正当化したものである。だが、そこには既に制度としての矛盾をはらんでいる。すなわち、株式会社は株主所有にもとづいて会社支配をなす仕組みである。会社の把握が大きくなりより大なる資本を必要とするとともに、個人大株主は完全所有から過半数所有支配となり、さらには50%以下所有でありながら会社支配をおこなう少数所有支配という支配形態をとるようになり、大株主は多数の人の多額の資本をわがものとして支配し、しかもそれに対する責任は自分の出資した金額を限度とするに過ぎない。しかも何時でも好きな時に株式を売却できる。株式会社はそのことを合法化した仕組みである。

さて、バリー＝ミーンズは大株主の持株比率の低下＝株式の分散にとまって経営者支配の成立を論じたが、私は個人株主の縮小分散と同時に機関所有の増大集中の同時進行がなされ、機関が大株主となって個人株主の地位にとって代ったことを指摘したのである。個人所有にもとづく支配を

前提としてつくり上げられた制度、所有にもとづく支配の制度としての株式会社は第二次大戦以降いつのまにかわずか30年かそこいらの間に大株主は個人から機関にかわっていた。機関所有支配は、株式会社の本来的な仕組みのままに所有者支配を個人所有支配と同じようになされるのであろうか。もともと機関は組織体であって人間でもない、個人でもないから、機関そのものが株主総会に出席することは出来ない。このことをはっきり言うておく。

機関は長期持続的な組織体である。所有主体としての組織体はそれぞれ特定の社会的に認容せられた目的をもつ組織体であって、その目的を達成するためにのみ財産を所有し、その権力を行使すべきであって、社会的に認容せられた限定せられた目的達成のため以外の力＝権力の行使は許容されていない。このことがまず最初に言われなければならない。したがって、所有主体としての機関は、個人と同じように株主総会において経営に関する重要な事項の決定に介入して決定事項・決定内容を意のままになすべきではなく、可能なかぎり多くの利益配分にあずかり、支配利得を得ようとすることは、許容さるべきではない。機関所有は、個人所有の場合に株主権の十全な行使がなされるべきものであるのに対して、機関所有の場合は機関がいかなるものであるかによって、株式取得対象会社との関係は人に一様ではない。しかも、株式会社という制度自体は個人から機関に所有主体が移行して行こうとも変らない。

2 機関所有の諸類型

個人はひとしなみに人間である。個人は人間として基本的人権をもつが、機関は法人格を取得しても人間と同じ基本的人権をもつものではない。機関ははじめから限定せられた範囲において権利を行使することを許された存在なのである。機関は、それぞれの機関＝組織体のもっている目

的が違ふ。さきに言った第一原則すなわち機関はその機関本来の目的の達成にのみ権力を行使すべきであって株主として支配権をほしいままに行使すべきではないという原則がそのまま通用する場合がある。それは、特定目的のために諸個人から提供された信託せられた財産団体である病院・学校・美術館・信託・公的又は私的年金基金等は、株主として支配可能なだけの株式を取得したとしても当該株式会社の経営＝支配に出勤することは許されない存在である。株式会社形態をとる保険会社もまた膨大な資金を集め、支配可能な大株主の地位を占めても、保険加入者の利益を第一にし、出資対象会社の支配に出勤すべきではない。⁸この範疇に属する機関は、一般に機関投資家 institutional investor と呼ばれ、配当の上下によりまた株価の上下によって株式を自由に売買し、経営に関与し支配権をふるうことをしないで、低配当あるいは売買益でもって本来の機関目的の達成に充当する。機関投資家と呼ばれるこれら機関は支配権には無関心で経営に対する不満は所有株式の経営に売買によって間接的・消極的に意思表示するに過ぎない存在とされて来た。しかし、所有が多額となり容易に売買することが出来なくなり、機関投資家同志の中での売買となってくると、長期に株式を保有し安定株主化して来る。投資対象会社の経営に無関心ではありえなくなる。だが、彼等の最大関心事は有利確実な配当であって、無能な経営者の排除・有能な経営者の任命に関して株主権を行使せざるをえなくなる。しかし経営の具体的な重要事項に直接に関与し、株価の上下に関与するようなことは許容されない。年金基金など機関投資家の特定株式会社の株式所有は、次にのべる第2範疇としての銀行に対すると同じように法的な所有制限（アメリカの場合5%）⁹がなされている。

機関所有の第二範疇は銀行である。銀行は本来預金者の預金を運用して

8 正木久司編著『株式会社支配論の展開』文英堂 1991、第3章他。

9 P. F. ドラッカー『未来企業』、正木久司編『株式会社支配論の展開（イギリス編）』文眞堂 1991、第2部。

その利益を預金者に還元する制度である。預金せられ膨大な金額となった資金の運用は主として株式会社その他に貸付けられ、さらには株式投資にむけられる。さて、銀行の主要業務としての貸付けにおいて、貸付け先の企業＝株式会社の全体状況を詳細に把握することなくしては、貸してもよいか、どこまで貸してもよいかをつかむことは出来ない。それは財務諸表の分析にとどまらず、貨幣価値的分析から出発して具体的な経営の内容、経営者の資質能力の分析・将来性の検討にまで及ぶ。これなくしては銀行の健全な存続はありえない。土地の担保価値のみで貸付けをおこなった銀行の醜状破綻をみよ。銀行は機関であり金融機関の1つであるが、他の機関投資家と違って銀行の業務内容は貸付け先の経営内容を知悉し、確実に利子を取得し、貸付け金を確実に回収し、さらにはより大きな貸付け先として貸付け先の成長を促す為の助言・支援の役割を果すことになる。したがって、銀行が株式会社の大株主となったとき、銀行は株式会社支配を現実のものとする可能性を大きくもっている。かくして、銀行に対してはそれぞれの国家が銀行の株式取得に対してはさまざまな厳しい制限をすることになる。商業銀行主義をとる英米系の銀行は、銀行の株式取得はなく、兼業主義をとる日本や独などは銀行の株式取得が許されている。だが、その場合も取得制限がなされることになる。たとえば、日本の場合は一銀行が一株式会社に対する株式取得は5%を上限としているがごときである。その国の銀行の株式取得制限の厳しさに応じて、それぞれの国の銀行が占める株主保有構成におけるウエイトは違っている。銀行に対する制限の最もゆるい日本では25.2%と極めて高い比率をしめし、ドイツ8.1%、フランス3.5%、アメリカはネグリジブルな程の0.5%、そして完全に禁止しているイギリスは0である。

第3範疇として、国家および州とか市町村の地方自治体が株式を取得し、さらには完全所有する場合である。国家や市町村は本来公共の福祉の

実現などを目的とする組織体であるから、当然その目的にそった指導・支配をすることになり、指導し支配することを目的として所有するのである。市町村の所有し経営するバス・水道・医療・保険等の事業、運輸・通信事業の所有がこれである。いわゆる社会主義国と呼ばれたソ連邦などは国家という機関の一元的所有・一元的支配の企業体制に他ならない。

機関所有の第4範疇としてあげるべきか、あるいは第1範疇として真先にあげるべきか、あるいは機関所有として計上しない範疇として把握されるべきものが、事業会社の株式所有である。事業会社である株式会社が余剰資金を株式購入によって運用利益をあげようとする一般機関投資家と同様の目的でもって株式取得をなす場合もあろう。だが、事業会社自体は事業をなすことを目的として設立され認容された組織体であり、その事業展開の一環として同種又は異種の株式会社を支配することを目的として株式取得し株主権を行使して支配を現実のものとするのは当然のこととされる。もっとも、独占禁止法その他の法律に抵触しないかぎりであることは、付言を要しないであろう。

3 私的所有と機関所有

さて、以上の分析に立って個人所有・機関所有をつかまえ直してみよう。個人所有は私的所有である。私的所有は所有者が所有対象をいかに取扱おうと勝手である。個人が自分の持ち物をどのような使い方をしようとするように処分しようと、誰も制約を加えることは出来ない。プライベートな所有領域には、何人といえどもみだりに踏み込むことは許されない。それが私的所有の本質であり、個人所有は私的所有である。

株式の個人所有もまた、その個人の私的財産であり私的所有である。だが、株式の所有は、同じ個人の私的所有といっても他の所有物たる貨幣・衣類・家屋等々の具体的な使用価値物の私的所有と根本的に違うところが

ある。すなわち、具体的な使用価値物はそれ自体が独立の完結的なものであり、それは私有物たるかぎりどのように使おうと勝手である。だが、株式の所有は所有者にとって他の使用価値物と同じように完結したものではない。株式の所有は具体的な使用価値物としての財産所有ではない。株式の所有は具体的には株主の権利を証明する株券の所有にすぎないものである。株主が私的財産として自由に取扱うことが出来るのは株券の自由な処分と株主権の行使に関する範囲である。株主の出資した資本金は会社の土地・建物・機械・原材料・半製品・製品等となって存在し機能している。だが、株式会社の資本自体は私的な所有者を限定した所有ではなく、何人にも開かれたものであり、誰でも自由に株式を購入し株主となることが出来るものである。誰の出資した資本がどの具体的な機械とか建物とかに対応しているものではない。株式会社の所有は、株式の所有であり、出資せられた貨幣は具体的な会社財産として機能するが、株主の出資した貨幣は株主たることの権利を証明する株券にかわり、株券自体が市場において会社の現実的機能的な財産とは別箇の価値・価格をもって売買をせられ、転々流通し、現実資本・機能資本の運動とは別箇の運動である擬制資本の運動を辿るのである。

株式の所有は、かくして三重の役割をもつ。それは、一方において株券を自由に売買してあるいは儲け、あるいは損をすることが出来るという擬制資本の運動にかかわるものである。他方においては株主権を行使して会社の財産を運用して企業活動を行なう経営の重要意思の決定に参加しあるいは参加しない現実資本・機能資本の運動にかかわるものである。個人所有が私的所有としての性格を100%もちうるのは、株券の売買その他処分に関する範囲であって、機能資本として運動している具体的財産については株主はこれを私有財産として自由に取り扱い処分することは出来ない。だが、株主は議決権・支配権を具体的な現実的財産に対して行使すること

は出来る。そこには、現実資本と擬制資本の分裂に加えて新たな矛盾がはらまれ展開する。

多数決原理による議決権の行使は、大株主支配を成立させるが、それは完全所有から多数所有支配さらに少数所有支配を成立展開する。個人大株主が所有にもとづいて会社を支配することは、法によってその正当性が根拠づけられている。だが、株式会社は大規模化し巨大化するにつれて、それは単なる株主の所有物ではなく、株式会社それ自体が独立の社会的な器官・機関として機能する存在となり、所有者の恣意によって、これを私有財産として自由に処分し運営することを許されない存在となる。大株主は株式の分散に伴い、他人の資本を合法的に自分の支配下に置くことを可能にする。そして、会社が大きくなり、社会的存在としての実態をもつに従って大株主の恣しいまま個人の利益追求の会社運営支配は制限せられてくる。

個人所有は基本的に私有財産であり、個人の株式所有もまたその例外ではない。だが、すでに所有の内容は分裂し、矛盾をはらみ、行使もまた他の具体的な完結的な使用価値物に対する使用・処分権と異なって制限されたものとなる。これに対して機関所有は基本的に私的所有ではない。特定の目的をもった組織体として設立せられた機関は、そこに提供せられた財産はいかなるかたち例えば財団であれ信託であれ社団であれ、組織目的に適した運用が為されることに限定せられている。すなわち、私有財産として私的に使用・運用・処分することは、始めから許されていない。したがって機関そのものが所有する財産の一部である資金を株式に投資して、それによって得られる配当や売買益を機関の設立趣旨にそって利用することは許容される。だが、特定の事業会社の株式を支配可能だけ購入し支配権を行使することは、機関の設立趣旨にもとる行為であり、許容されない。もっとも、機関の組織目的が公共的なものであり、投資対象会社の経営の在り方に公共性を強制するために支配力を行使するという場合は、そ

のような趣旨のもとに所有・支配が行使されることになる。

かつて、パーリー＝ミーンズは『現代株式会社と私有財産』において、株式の分散に伴う所有者支配から経営者支配の移行を、<静かなる革命> Quiet Revolution と言った。これに対して、個人所有から機関所有への推移を<静かなる革命>と表現することも出来よう。さきに触れたように、ドラッカーは既に<見えざる革命>Unseen Revolution と言っている。

VI 機関所有＝経営者支配

本来、株式会社は所有にもとづき会社支配をなすことを正当化している制度である。それは人間＝個人が所有者として所有し支配することを前提としてつくられた制度であった。だが、会社の規模が大きくなるに従い、個人所有は縮小分散し機関所有は拡大集中してゆく趨勢を一途に辿って来た。個人は私的所有にもとづく支配者の地位から離れてきた。

個人を所有にもとづく支配者とするを正当化する株式会社という制度において、個人の代りに機関が大株主として登場して来たことに伴って、株式会社は所有主体の根本的な変化にもかかわらず制度的には根本的な法的変更をみていない。依然として株式会社は所有にもとづく支配の法的仕組みをかえていない。

では、大株である機関が所有にもとづく支配者であるかという点、事柄は単純ではない。何故であるか。機関は個人ではなく、人間ではないからである。機関は行為の主体として法人格が付与され、擬制された人間として振舞う。だが、彼の行為は社会的に認容された目的の範囲に限定せられ、個人の行為のように所有にもとづいて会社支配を行うことは無条件的ではない。国家・地方自治体のごとき公共機関が会社に公共性を保持せしめる為に所有し、支配する場合がある。銀行保険等金融機関の所有にもとづく

支配はこれを制限する為に、あるいは株式所有を禁止したり、一社当り所有上限を決めたりする。年金基金もその例外ではない。だが、株式会社そのものの仕組みがかわらないかぎり、機関は所有にもとづいて経営者の任免・更迭の権利を行使することになる。だが、恣意的な任免は許されない。無能な経営者を有能な経営者に変える範囲を逸脱することは許されない。

機関所有にもとづく支配が無能の経営者を有能な経営者にかえる範囲を逸脱しないものであるとすれば、会社を支配する者は経営者以外にありえない。

何故、経営者が所有者に代って支配者となるか。会社を含めて機関は長期持続的な組織体であり、組織体は組織維持機能を必要不可欠とし、組織維持機能の担い手が経営者である。組織維持機能は目的を設定し・変更し、伝達体系をつくり・伝達にオーソリティをもたせ、参加の貢献意欲を確保するための意思決定をなすことである。決定した意思を命令として発し服従せしめることを支配というが、経営者の支配の基礎は、経営者＝トップ・マネジメントという組織体における地位を占め、組織維持の有効な意思決定をなしうる能力をもつことにある。

所有にもとづいて支配する個人の会社支配の正当性の根拠は株式会社という法制によるものである。これに対して、経営者の会社支配の正当性の根拠は、まずは株式会社という法制に立脚しない。それは、法制的には経営者＝取締役という地位に株主総会によって任せられることによって、法制的な根拠をもちうるが、そのことは消極的なものであって積極的なものではない。経営者の支配の根拠はあくまで、経営者の地位を占め経営者機能を発揮すること、そのこと自体にある。経営者の職務権限＝命令権限は会社＝組織体が制定する規則に立脚しており、その意味において経営者という職務権限の保有者たる地位が彼にとって支配の一つの根拠である。だが、地位だけでなく、彼ら意思決定が組織維持に有効でなかったら、彼の

命令は服従せられなくなるであろうし、組織維持はできなくなるであろう。会社の業績の悪化ということになる。彼を経営者＝支配者の地位につけた株主総会＝大株主は彼を経営者の地位からはずし、他の有能な経営者をもって代わらしめることになる。個人大株主もまた経営者を任免する。それが、機関大株主の経営者の任免と違うところは、個人大株主の場合は専断によるものであり、個人的な縁故や利害や好悪や恣意にもとづく判断によってなされる可能性と現実性があり、そのことは許容せられる。だが、機関大株主の場合は原則的には経営者能力のみが客観的に問題とされ、縁故や恣意は許容されない。もっとも、現実においては個人大株主が傑れた経営者を任命し、機関大株主が凡庸な人物を経営者に据えることは少ない。

機関大株主は、個人＝人間ではなく組織体である。したがって、組織体は個人と同じように意思決定し、株主総会に出席することは出来ない。機関もまたそれぞれにおいて組織維持機能担当者としての経営者をもっている。機関大株主が機関の特定目的にそって株式会社に投資し経営に深くかわり、あるいは経営者の任免にかかわるといふ支配的行為をするとき、機関大株主は当該機関の経営者あるいは経営者によって命令せられた個人が機関の意思にそって行動することになる。

個人所有にもとづく支配は、あくまでもわが所有物はこれを自由に使用し処分することが出来るという所有権に立脚した支配である。それは、株式会社の成立以来の本来の法体系に立脚したものである。だが、機関の所有対象物たる株式会社に対する支配は、無制約的に所有権に立脚したものの、株式会社の法体系に即したものではない。機関はあくまで機関本来の目的の遂行のかぎりにおいてのみ、その限りにおいて支配権を大きくあるいは少なく行使することを許容される。国家や自治体は公共の観点から所有対象企業が利益に走り公共の福祉に反するような行為にならないように強要し、いわゆる機関投資家といわれるものは無能経営者を有能経営者に

かえる範囲で支配力を行使し、あるいは株式の取得・売却の範囲で影響力を行使するであろう。いずれにしろ、株式会社の重要な意思決定を行っているのは経営者であり、当該株式会社に支配力を振るい影響力を行使している者も大株主としての機関の経営者である。そこには所有者として株式会社の本来の法体系に即して所有にもとづき支配者としての位置を占め機能している個人は存在しないし、そのような個人の行使する支配とは全くその性質を異にする。経営者は彼自身所有者ではなく、いくばくかの株式を所有していたとしても、経営者の意思決定権・支配権は彼個人の株式所有に立脚したものではない。

経営者が最高意思の決定者として機能するのは、すなわち彼が支配者として振舞う根拠は、彼が所有者であるからではなく経営者の地位を占め彼が経営者たるにふさわしい能力を発揮しているからである。経営者支配の基礎・根拠は、その地位と能力であって株式所有ではない。

だが、経営者の経営能力は彼自身のものであり、経営者の地位は彼の能力によってちり取ったものである。だがかれの行使する支配は、彼の能力の範囲にとどまるものではなく、かつまた純粋に彼の能力さらには組織体としての事業体の意思決定機関としての経営者の地位にのみに拠るものではない。それは、彼の占める株式会社の経営者という地位が単なる組織体＝労働体系＝事業体ではなく、企業であり株式会社という所有機構に包摂せられた組織体＝事業体の経営者という地位である。所有にもとづいてわが所有物たる会社を支配する所有者は存在しないとしても、株式会社は依然として所有にもとづき経営され支配せられる機構であることにはかわりはない。したがって、経営者という彼の地位は依然として所有にもとづく支配の機構という株式会社の地位であって、彼がその地位を占めて行使する経営機能は株式会社における経営者としての機能である。所有者は存在しているが、それをわが物として支配する所有主体たる個人がいなくなっ

ために、かわって登場した所有主体が限定せられた支配力を行使するに過ぎない者になったが故に、その株主によって拠出せられた資本の全体をいかに運用するかの権利を機構的に保証せられた支配権をも経営者が行使しているわけである。

経営者支配の基礎は、何よりもまず経営者の経営能力すなわち組織維持の能力である。だが、経営者の支配の基礎は彼の経営者能力、純粋な経営者能力のみではなく、経営者の地位であり、規則として制定され文書化せられた経営者の職務内容とそれに伴う権限と責任をもった職位＝地位である。制度化された組織体は職務の体系であり命令と服従の体系である。経営者はこの命令と服従の体系の頂点に立ち、その職位によって指揮命令する権限すなわち支配権を規則によって制度化され保証されているのである。更に言えば、この規則によって保証せられた職位は、単なるピューロクラティックなピラミッド型組織の頂点としての地位に伴う支配権にとどまるものではなく、株式会社という所有＝経営＝支配の制度の内部の下部機関＝制度であり職位であり、所有に根拠を置く支配権の一環としての支配権でもある。本来、株式会社の本源的な支配の基礎は所有にあるが、所有者たる株主が個人株主から機関株主に交替してきたことにより、所有者たる機関株主が支配権から全面的に離脱し(単に投機的に株式を売買するにすぎなくなる)、あるいは大きくまたは少なく離脱する(経営者の任免に対する介入)ことにより、株主が支配権を手離し離脱した範囲において所有にもとづく支配権をも経営者は行使することになる。すなわち、経営者支配の根拠は能力と地位と所有との三層よりなっている。

[ことわり書き] 経営者支配の実態について、取締役会の構成、重役兼任制——ネット・ワークについて論じて、この節は終る。続いて、Ⅶ 経営者支配の正当性を論じ、むすびとして機関所有＝経営者支配の社会に適合するイデオロギーについて述べて、この稿は終るものであるが、紙数の都合により割愛する。